

1. 平成23年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成23年6月9日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第73号 郡上市八幡林業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程4 議案第74号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第75号 郡上市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第76号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第77号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程8 議案第78号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程9 議案第79号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程10 議案第80号 財産の無償譲渡について（郡上市八幡林業センター）
- 日程11 議案第81号 財産の無償貸付について
- 日程12 議案第82号 工事請負変更契約の締結について（音声告知端末更新事業）
- 日程13 議案第83号 工事請負契約の締結について（ケーブルテレビ情報通信機器更新工事）
- 日程14 議発第7号 議員派遣について
- 日程15 報告第6号 平成22年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程16 報告第7号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程17 報告第8号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程18 報告第9号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程19 報告第10号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程20 報告第11号 平成22年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程21 報告第12号 平成22年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について
- 日程22 報告第13号 専決処分の報告について

日程23 議報告第3号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成23年1月・2月・3月分
一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計〕）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	服部正光	健康福祉部長	布田孝文
農林水産部長	野田秀幸	商工観光部長	蓑島由実
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	木下好弘
教育次長	常平毅	会計管理者	山下正則
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	猪島敦
国保白鳥病院 事務局長	日置良一	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。議員の皆様方には大変御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。また、日置市長を初め執行部の方も全員の御出席でございます。御苦労さまでございます。

本定例会は、議案が12件、報告が9件でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

ただいまから平成23年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には2番 森喜人君、3番 田代はつ江君を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（池田喜八郎君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月2日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日6月9日から6月24日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月9日から6月24日までの16日間と決定をいたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございました。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 開会に当たり、ここで日置市長にごあいさつをいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

平成23年第4回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案説明を申し上げたいと存じます。

本日、平成23年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、東日本大震災発生から3カ月が過ぎようとしています。地震、大津波による被害に加えて、原子力発電所損傷による放射能汚染がさらに事態を深刻化させており、回復の兆しが見え始めたとは言えるものの、復旧・復興までにはなお相当の年月を要するものと予想をされます。

この震災により、我が国の電力政策は大きな見直しを迫られており、中部地方においても政府の要請を受け、浜岡原子力発電所の運転が停止をされました。これに対応するためのことしの夏の節電が喫緊の課題であります。市民生活や経済活動に影響が出ることは避けられず、大変心配をいたしております。郡上市といたしましても、今後必要な対応策を講ずることとしてまいりたいと考えております。

それから、郡上市の被災地支援活動につきましては、広報紙等でお知らせをいたしておりますが、最近の状況につきまして若干の御報告をさせていただきます。

5月6日から5月9日にかけて第2次支援物資の募集をいたしました。市民の皆様の御協力により、米が約2,400キログラム、そして、レトルト食品、カップめんといった食料品や、ボックスティッシュ、トイレトペーパーなどの日用消耗品が段ボール箱で94箱集まりまして、5月17日に、第1回目と同様に多数の被災者が避難しておられます福島県会津若松市へ届けさせていただきました。

なお、その際に4月に行われました「第18回さくら道国際ネイチャーラン」で実施をいたしました選手や参加者からの被災者の皆さんへの応援メッセージを書き込んだ「寄せ書き」も同時にお届けをさせていただきました。

昨日、東京で行われました全国市長会議の会場で、菅家一郎会津若松市長さんから、郡上市民の皆様方へくれぐれもお礼を言ってくれという丁重な御礼と感謝の言葉がございました。市民の皆様にもお伝えをいたしたいというふうに存じます。

職員派遣につきましては、4月下旬から保健師や職員ボランティアが短期間ではありますが、現地に赴きまして支援活動を実施してはおりますが、一般事務職につきましても、6月1日から6カ月間、これはおおむね2カ月間ずつ3人の交代制によって行う予定でございますが、そうした派遣を始めております。また、家屋や仕事を失われた被災者を積極的に支援しようと、これらの被災者を対象とした郡上市臨時職員、平成23年度末までの雇用を予定いたしておりますが、こうした臨時職員を若干名今募集を開始しているところでございます。

今後も、あらゆる方面から被災地支援を継続してまいりたいと考えておりますので、議員各位並

びに市民の皆様におかれましても、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、三重県志摩市との友好都市交流協定の調印式につきましては、今月30日に志摩市役所において実施する運びとなりました。議会からも議長を初め6名の御参加、立ち会いをお願いしているところでございます。また、郡上市においては、7月16日の白鳥おどり発祥祭の機会をおかりいたしまして、この両市の協定調印の「お披露目式」を行う予定をいたしております。その際には、議員各位の御参加をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、今議会において、御審議をお願いしております各議案につきまして、その概要を申し上げます。

まず初めに、条例改正関係であります。4件ございます。

まず、議案第73号は、郡上市八幡林業センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。同施設の公の施設としての用途を廃止するため、廃止条例を定めようとするものであります。

次に、議案第74号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。白鳥町地内における曾部地川治水公園の新設に伴い、名称及び位置等に関する規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第75号は、郡上市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の番号を改めるため所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第76号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、基礎課税額に係る課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を10万円から12万円に引き上げるため、この条例を定めようとするものであります。

続きまして、議案第77号から第79号までは、平成23年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、合計3つの会計における予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計補正予算の主なものでございますが、歳出では、国・県補助による公共造林事業への市の継ぎ足し補助事業でございますところの造林推進事業費1,300万円の減額、これに伴いまして郡上市における間伐の事業量の減少をさせないようにするために全額市の単独補助である間伐推進特別対策事業7,000万円の計上、消防活動経費、これは今般の原子力発電所の事故等にかんがみまして、本市といたしましても、放射線測定器2台分を購入しようとするものでございますが、その関係の事業でございます、消防活動経費156万9,000円の計上、そして、災害対策事業費といたしまして、これも今般の災害にかんがみまして、災害用の備蓄品の応急的な購入668万2,000円の増額等でございます。

一方、歳入では、自治総合センターからの環境保全促進事業助成金200万円、財政調整基金繰入金5,700万円、前年度繰越金1,482万1,000円等が主なものでございます。以上、一般会計で歳入歳出それぞれ7,780万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。

国民健康保険特別会計では、直営診療施設勘定におきまして、岐阜県へき地医療研修事業費である90万円の増額により、歳入歳出それぞれ90万円の追加補正をお願いするものでございます。

下水道事業特別会計では、特定環境保全公共下水道建設事業2,880万円の減額、農業集落排水建設事業965万円の増額等により、歳入歳出それぞれ1,515万円の減額補正をお願いするものであります。

議案第80号は、財産の無償譲渡についてでございます。施設の効率活用及び地域経済の活性化を図るために、公の施設としての用途を廃止して、普通財産とした上での郡上市八幡林業センターの建物、鉄筋コンクリート造2階建て、約614平方メートルを郡上森林組合に無償譲渡しようとするものであります。

また、議案第81号は、財産の無償貸付けについてであります。お城山にございます郡上八幡ホテル積翠園は、ことし3月末をもって筆頭株主である大手資本が経営から撤退し、中心市街地におけるシンボル施設として、また数少ない郡上市のコンベンション施設として重要な施設である本施設の存続が危ぶまれていたところでございますが、幸いにいたしまして、郡上地域活性化協議会が事業を引き受け、同協議会の構成員である地元産業界の尽力により経営存続が可能になりました。

しかし、引き続き厳しい経営状況が予測されることから、株主である市といたしまして、これまで有償貸し付けとしておりました同ホテルの敷地となっている市所有の土地の無償貸し付けを行い、経営を支援するため、山林及び宅地約6,360平方メートルを奥濃飛白山観光株式会社に当面3年間、無償貸し付けをしようとするものであります。

議案第82号は、音声告知端末更新事業について6,768万9,300円を減額する工事請負変更契約の締結をしようとするものであります。

また、議案第83号は、ケーブルテレビ情報通信機器更新工事について、1億3,114万5,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上が本定例議会に提出をいたしました議案の概要でございます。この他、平成22年度郡上市一般会計外4特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告、水道事業会計予算繰越計算書の報告及び土地開発公社決算並びに事業報告、専決処分の報告1件がございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げます、ごあいさつ並びに議案の提案説明といたします。ありがとうございます。
平成23年6月9日、郡上市長 日置敏明。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

◎議案第73号から議案第76号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程3、議案第73号 郡上市八幡林業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてから、日程6、議案第76号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの4件について、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第76号までの4件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

それでは、議案第73号について説明を求めます。

野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議案第73号につきまして御説明をさせていただきます。

郡上市八幡林業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございます。

郡上市八幡林業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市八幡林業センターの用途を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、次のページでございますが、郡上市八幡林業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。

郡上市八幡林業センターの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

八幡林業センターの関係でございますけれども、この施設につきましては、昭和49年に当時の八幡町が第2次林業構造改善事業によりまして、林業者の協業の活動拠点として整備をいたしました。総事業費が5,320万円ございまして、国が1,775万円、県が355万円、市が1,631万円、それから森林組合が1,559万円ということで、そういった内訳で負担をしております。

以後、昭和50年に八幡町森林組合と管理委託契約を結んでおります。また、平成2年には、森林組合事務所として使用しております1階部分につきまして財産の処分を行いまして、使用目的を変更しております。また、平成16年には森林組合合併によりまして、林業センターを森林組合の八幡支所として使用しております。それから、平成18年指定管理者制度が導入になりまして、指定

管理料ゼロ円で森林組合に指定管理をしております。それから、平成21年に森林組合本所として使用しております、現在に至っておるといふ施設でございますが、この施設につきまして、今回設置管理条例を廃止するというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第74号について説明を求めます。

武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第74号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、曾部地川治水公園の新設に伴い、名称及び位置等に関する規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中の大中ふれあいと憩の広場公園、郡上市白鳥町中津屋470番地を大中ふれあいと憩の広場公園、郡上市白鳥町中津屋470番地、曾部地川治水公園、郡上市白鳥町為真1245番地1に改めるものでございます。

別表2中、大中ふれあいと憩の広場公園、郡上市白鳥町中津屋470番地を大中ふれあいと憩の広場公園、郡上市白鳥町中津屋470番地、曾部地川治水公園、郡上市白鳥町為真1245番地1に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとします。

公園の面積としましては、770平方メートルを新設いたしましたものでございます。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第75号について説明を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第75号 郡上市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回の改正でこ

ございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の9条の3でございますけれども、従来11項立ててございました。これが5項の次に第6項が追加となりまして、12項立てになったということから、6項以降の引用の番号につきましてそれぞれ変更させていただくというものでございまして、新旧ごらんいただきますとアンダーラインが引いてございますところでございまして、第1条の2行目の後段の同条「第8項」を「第9項」に、4行目の同条「第7項」を「第8項」にそれぞれ改正をするものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第76号の説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第76号でございます。郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、中低所得者の国保税の負担の軽減を図るために、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月30日に公布されまして、4月1日から施行というようなことに伴いまして、基礎課税額に係る課税限度額等を改めるために、この条例を定めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

おめくりいただきまして、3枚目でございますけれども、新旧対照表を見ていただきたいと思います。課税額として第2条でございますけれども、第2条の第2項につきましては、医療給付費の限度額でございます。旧では「50万円」と書いてございますが、1万円上げて「51万円」というものでございます。第3項につきましては、後期高齢者支援金等にかかわります限度額で「13万円」でございますが、これを1万円上げて「14万円」というふうになっております。

それから第4項でございますが、介護納付金の賦課限度額でございますが、「10万円」を新のほうでは「12万円」とアンダーラインのところではなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、第23条関係でございますが、国民健康保険税の減額ということでございますが、これは7割、5割、2割のそれぞれ所得に応じまして減額をさせていただいておりますけれども、それぞれただいま説明しました第2条の第2項から4項の改正に伴いまして、条文を整理するものでありますので、よろしく願いをいたします。

それから、戻りまして附則でございますけれども、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

適用区分でございますが、改正後の郡上市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第73号から議案第76号までの4件について、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第76号までの4件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいまそれぞれの常任委員会に付託いたしました議案第73号から議案第76号までの4件については、会議規則第46条第1項の規定により、6月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第76号までの4件については、6月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第77号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程7、議案第77号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 議案第77号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。平成23年度郡上市一般会計補正予算（第2号）。

平成23年度郡上市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,780万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億4,426万6,000円とする。

2、これは省略させていただきます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

続きまして、4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。郡上市高

等技能訓練促進費ということで、期間におきましては、平成23年度から24年度までということで、限度額84万6,000円でございます。これは母子家庭自立支援給付事業に関連する1名の2年間の研修の費用のものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳入、国庫支出金でございます、国庫補助金でございますが、民生費国庫補助金、補正額63万4,000円、児童福祉の関係で母子家庭自立支援給付金事業の1名分でございます。4分の3の補助率でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、補正額95万円と、これは地域支え合い体制づくり事業費の補助金、交付決定によるものでございます。10分の10でございます。教育費県補助金、補正額42万1,000円でございます。児童福祉等対策事業補助金、内示決定によるものでございます。

繰入金でございます。基金繰入金、財政調整基金繰入金、補正額5,700万円でございます。特定目的基金繰入金でございますが、33万円、郡上市ふるさと応援基金繰入金でございます。これは郡上学への充当でございます。

繰越金でございます。補正額1,482万1,000円、これは前年度の繰越金でございます。

次の8ページでございます。諸収入、受託事業収入、農林水産業費受託事業収入、補正額148万5,000円でございます。これにおきましては、造林事業受託収入でございます、たずさえの森の関係、岐阜市からの受託でございます。

諸収入、雑入でございます。補正額216万1,000円、これは総務費雑入のほうにおきましては、環境保全促進助成事業で自治総合センターからの交付決定によるものでございます。商工費雑入におきましては、市有財産損害保険金、道の駅明宝の関係の屋根の修繕の保険金でございます。

9ページをお願いします。歳出でございます。総務費、総務管理費の財産管理費でございます。補正額が337万2,000円で、この内訳としましては、庁舎管理経費で188万7,000円、これ美並庁舎のトイレの漏水修繕でございます。また、たずさえの森整備事業ということで148万5,000円でございますが、岐阜市からのたずさえの森、今年度の事業費の委託でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。補正額95万円でございます。社会福祉事務経費でございますが、高齢者・障がい者世帯の地域ぐるみ支え合い体制づくりということの事業採択でございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費でございます。補正額84万6,000円でございます。これは先ほどの債務負担の関係でございます。23年度分の母子家庭自立支援給付金1名分の負担金でございます。

続いて、10ページでございます。農林水産業費、農地費でございます。農地総務費において、補正額55万円でございますが、下水道会計の繰出金でございます。

農林水産業費の林業費でございます。林業振興費、補正額5,937万4,000円でございます。主なも

のは、負担金補助及び交付金の関係の補助金でございますが、5,700万円ということでございます。内訳につきましては、造林推進事業で減額の1,300万円ということで、国の割り当て事業量の減少に伴うものでございます。また、間伐推進特別対策事業ということで7,000万円でございますが、その事業の減少に伴い市の単独事業でございます。郡上市産材利用促進事業200万円ということでございますが、郡上市産材の活用を推進するための講演会、シンポジウムの開催費用でございます。森林資源循環プロジェクト事業ということで37万4,000円ですが、ナカソレ市有林での実証実験の費用でございます。

商工費でございます。観光施設費、補正額163万5,000円でございます。これは内訳として道の駅の管理経費ということで、明宝の屋根修繕が47万3,000円、また温泉施設運営経費ということで116万2,000円でございますが、湯の平温泉の修繕に伴う市の負担分でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費、補正額240万円、これは下水道会計への繰り出しでございます。

消防費、常備消防費、補正額156万9,000円ということで、消防活動経費でございますが、放射線測定器の購入2台ということでございます。

また、災害対策費668万2,000円でございます。これにおきましては、防災対策の見直しの関係でございますが、防災会議を2回ほどの追加をしたいということと、また災害備蓄品の補充ということで656万円ほどを計上してございます。

教育費、社会教育費でございますが、公民館経費、これは財源の充当でございます。

図書館費、補正額42万4,000円ということ、これは図書館児童福祉等対策事業でございますが、図書館の施設整備とイベントの開催等の費用でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 説明いただいた中で3点ほど教えてほしいところがありますので、質問をさせていただきます。

款項目で言うと、321、母子家庭自立支援給付金事業の高等技能促進費給付事業で、母子家庭のお母さんが資格等を取得して、生活の安定と向上を図るといような目的での支援事業だというふうに思いますが、この方はどのような技能をこの予算を持って身につけられるのかという内容について教えてほしいということと、もしこれまでにこうした事業で習得された方がどのような、その後に役立たせてみえるかというようなことが、追跡調査でというようなことではないですが、実績として状況がわかれば教えてください。

次に、614、温泉施設管理運営経費の、これは湯の平温泉の修繕費ということですが、市と指定管理者側とで116万2,000円と89万7,000円負担をするということですが、この負担案分のルールというようなものがあればどのようなようであるか、教えていただきたいと思います。

もう1点は、953、図書館児童福祉等対策事業で、先ほどの説明で図書館の施設整備とイベントの開催で予算を計上したということですが、できればもう少し詳細に具体的な内容を教えていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 母子家庭自立支援給付金事業で、今回補正をお願いしました件につきましては、大和地内の女性の方であります。それで今、この方は准看を持ってみえて勤務をされておるわけでありますけれども、本人の思いの中では正看の資格を取りたいということで、やはり准看と正看ということになりますと、給料の違いが出てくるということで、愛知県にあります看護学校のほうへ通信という形でありますけれども、そこへ行きたいというようなことでございます。

余りちょっと中まで入っていきますとあれですが、大変大勢のお子さんを抱えて、母子家庭ということで今までも努力をされておられますけれども、こういうような意欲がある方に対して、これは国庫補助もありますものですから、どれだけ無制限ということではございませんけれども、申請があり次第、うちのほうでも今回出させていただきました。当初予算では既に1名の方が同じ事業でやっておりますけれども、この方は今准看として働いておられますので、若干所得があるということで、実は目いっぱいですと月14万1,000円という金額でございますが、制度上はその半額ということになっております。

ただこの場合は2年間ということでございますので、先ほど債務負担行為ということをお願いしましたが、23年度、24年度ということでの2年間の促進費ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、こういう事業を受けられた方というのは、特に看護師でありますとか、介護福祉士でありますとか、保育士でありますとか、そういう職、資格ということで限定をされておりますので、どんなことでもいいということではございません。そういうことで、我々が今までにこういう形でこの給付金を利用させていただいた方々に、一々追跡という細かいことはしていませんけれども、この制度を生かして途中で、例えばおりたとかいう、そういうような挫折があったということは聞いておりませんし、それぞれの資格の中で取られて生計にプラスということで確信をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） 61180、温泉施設管理運営経費の費用案分等についての御質問です。

今回の湯の平温泉の工事ですが、ろ過器のろ材の交換が5カ所、それからエアコンですが、男女

脱衣室2カ所のエアコンの取りかえという工事でございます。合わせまして、工事金額が205万8,900円でございます。この工事につきましては、指定管理制度導入に伴う修繕の取扱原則によりますと、基本的設備の修繕に該当するということでございまして、そのルールとしては工事費の20万円までは指定管理者の負担とし、20万円を超える分については、市が70%、そして指定管理者が30%と、このルールを当てはめまして指定管理者との間で協議が進んでおります。よって、市が161万1,230円、指定管理業者が89万7,670円という案分をしております。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、図書館費の95147、図書館児童福祉等対策事業の内容等でございますが、郡上市の子供読書活動推進計画というのを策定してございます。その中で子どもの読書を大切にすることということで、子どもの読書が重要視されておるところでございますが、読書のよさを体感できるような、そういう読書への誘いということが必要だというふうに考えてございます。

そういう中で、今この計画につきましては、絵本ライブあるいは絵本ワールドといった音楽とともに絵本に楽しむというようなイベント等を八幡の分館、それから大和の分室、それから白鳥の本館で開催をさせていただきたいというふうに思っております。そういった講師への費用ということで、報償金を計上させていただいております。印刷製本費もそれに絡むものでございます。あと整備につきましては、美並の分室におきましてベビーチェア、それから八幡の分館におきまして幼児用の便座を一式設置をしたいというものでございます。よろしく願いをいたします。

（「承知しました」と11番議員の声あり）

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 3番 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） 済みません、811の消防活動経費のことでちょっとお聞きしたいんですけども、放射線量測定のための測定器を買われるということですけども、これは今回のような震災のどこへ現場に持っていかれる測定器なのか、それとも郡上市の中でセシウムのあれをはかるとか、そういうものかということをお聞きしたいことと、もう一つ、ちょっとこれは要望めいたことになるかと思っておりますけども、このことに関して、先日、虹の会で被災地へ救援活動に行かれた方のお話を聞いて、そして今後の地震とかそういうことに備えるということも、教訓もお話いただきました。そのときに、一番皆さんが感じられたことは、郡上市の消防のテントで、よその消防はテントのすごいのを持ってみえて、空気ですくとやるとぱっと膨らんで、下のほうも厚みがあって全然寒くないって、郡上市は本当にキャンプに行くようなテントしかなくて、震災が3月でしたので、大変寒い思いもして、そういう中に寝られずに見かねて各務原の方のテントの中へ入れていただいたって、そういうお話を聞きまして、それが皆さん一番こたえたみたいで、あんなに大変な思いをしてそういう救援活動をされているのに、郡上市それぐらい買ってあげないって言われて、

私たちの寄附で足りんかちょっと幾らぐらいかかるものか聞いてきてくださいって言われて、消防署のほうへお聞きに行きましたら、400万円かかるって言われて、とても私らでは買える金額やないというような話をしたんですけども、こういう、もちろん今回の震災で原発のこともありましたので、測定器も恐らく必要ですけれども、それ以前にテントとかそういう消防の活動費としてそういうものが一度も考えられたことがないのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 川島消防長。

○消防長（川島和美君） まず最初に、放射線測定器についてですが、今回購入します2台について現場へ持っていくものか、それとも郡上市において放射線量をはかるものかという御質問ですけど、基本的には郡上市において、とりあえず設置場所が郡上中消防署、それから北消防署それぞれ1台ずつ今の放射線測定器を置きまして、常時測定をするということを予定しております。当然今回のような災害が放射線、原発事故のような災害があれば、そのうちの1台は現場のほうへ持っていくことになると思いますが、基本的に常時各消防署において測定をするということです。この測定結果につきましては、郡上市のホームページや、それから広報紙等に定期的にその結果を載せていきたいなというふうに考えております。

それから、緊急消防援助隊の資機材についてですが、これはもう以前から一応の資機材については整備をしているところです。ただ、今質問がありましたテントについては、本当に他の消防本部から比べますとちょっと情けないようなテントであります。ただ、今回というか、今年度郡上市において防災に関するあらゆる見直しを行っているところであります。その関係で、見直しにおいていろんな必要な資機材、今まで気がつかなかったもの等も出てくると思います。そういった資機材については、来年度ぐらいには整備をしていく予定であります。

ただ、今の放射線測定器については、緊急性を要する、市民の皆さんも放射線量については非常に心配されてみえますので、今回の補正でお願いをしたということです。今のお話にありましたエアテントについても、今後整備していく予定であります。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 市長さん、よろしいですか。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいま消防長が答弁したとおりでございます。今回、田代議員が御指摘になったようなことであったということについては、私も大変困難な任務を遂行する郡上市の消防職員が、他市に比べて非常に劣悪な環境の中でそうした任務を遂行しなければならないというようなことであっては申しわけないというふうに思っておりますので、今後できるだけ早くそうしたものの整理も進めてまいりたいというふうに思っております。

消防長が答弁しましたように、今回補正では、さらにそれ以前のやはり待ったなしのものが必要であろうということで、応急的にこうした放射線測定器あるいは災害備蓄用品等を手当てをしたも

のでございます。今、防災計画の見直しということを全庁的に進めておりますけれども、そういうものの中で、ものによっては必ずしも来年度を待たずしてでも整備をしなければならぬものはしたいと、さらに追加して整備をしていきたいというふうに思っています。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ちょうど今質問されて、また市長のほうからも答弁がありましたんですが、また関連につきまして、一応測定器については個人持ち等のことについては、やっぱりなかなかこういったことは、ものがメーカーのほうもたくさん在庫があるとかいろんなことでなかったんで、今の震災においてもほとんど欠品状態でなかなかそろわないということがあるんですけど、今買われる測定器についてはその辺はもし予算通過すればいつごろ入るのかとか、そしてまた一部設置をすると言いながらもそういうことがあった場合には、そこに移動して持っていくということの発言があったんだけど、放射線、放射能というのは、北部と今設置される中署で、そこですれば郡上の全域がそうなんだということとは全く違う状況が今現実、原発事故において半円の円形避難せよていったら、全く関係ないところが放射線のないところが避難して、本当に大事なところができなかつたということがありますので、そうするとやっぱり移動的にある程度要請なりすれば、あるいは消防署がこういうぐあいにしたらどうやっていうことが、そういうことを測定をされるのかどうかということもちょっと聞いておきたいし、そしてどうしてもということで要請があった場合には、そういう移動でそういうことができるのかできないのかも聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 川島消防長。

○消防長（川島和美君） 今回購入予定の放射線測定器であります。これは携帯式でどこでも持って行って測定ができるものです。今、質問がありました実際に原発事故がどこかであったときに、1台は持ち出して1台は郡上に置くというようなことで説明をさせていただきましたが、言われますように当然郡上市は面積が非常に広いので、1カ所の測定でいいのかというと、決してそうではないと思っております。

ただ、今後来年度以降になると思っておりますけれども、副市長、市長のほうのお考えの中に、モニタリングポスト、固定式の放射線測定器を1カ所、とりあえず設置したらどうかというようなお話で、今ちょっと研究をしているところなんです。そういったモニタリングポストもひよっとすると郡上に設置するということにもなってくるとは思います。

ただ、非常にこれ金額が高いです。1,000万以上します。そこまで必要なのかという問題もあると思っております。そういった一応案としてはモニタリングポストを設置したらどうかということはありません。

あと先ほどのちょっと説明をしましませんでしたけども、緊急消防援助隊の装備としまして、個人の放射線測定器なんですけど、携帯型の線量器なんですけど、これが一応5台郡上市消防本部にはあります。これは国のほうから貸与されたものでありまして、原発事故があった場合は、とりあえずは当然それを持って出るということになります。必要があれば、今回購入します放射線測定器も1台は持って出るというようなことになると思います。ただ、放射線の状況によりましては、郡上市にかなり被害が出そうであるというような場合は2台ともこちらに置いて、現場へ行く消防隊員については今の個人の携帯型の線量器を持たせるということになろうかと思えます。

以上です。

(「もう一点、予算のこと」と7番議員の声あり)

○消防長(川島和美君) 今回2台要望しております放射線測定器ですが、業者のほうにちょっと確認をしたんですが、数カ月以上かかるということです。やっぱり現在、全国で今の測定器の需要が非常にあるということで、生産が追いつかないというような状況らしいですので、ちょっと納品までには数カ月以上かかるというふう聞いております。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 7番 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) 携帯式はもう5つあるそうけども、そのものについては、例えば地域なりが心配で、一遍地域ではかってよってということがあんなら、対応ができるんか、そういうことはどうなんですか。

○議長(池田喜八郎君) 川島消防長。

○消防長(川島和美君) 現在5台あります放射線の測定器というか、線量計なんですけど、これは消防隊員がそういった放射線の事故現場に行きまして、例えば1日なり2日なり3日なり活動しますが、そのトータルの放射線を浴びた量がどれだけなのかというものはかる線量計なんです。それで、今御質問がありましたように、これを持って行って地域の放射線量をはかれるかということ、それははかることはできません。

ただ、今の5台のほかにもう1台簡易型の放射線測定器というのがあるんですけど、これについては、もしそういった要望があれば持って行って測定することはできますが、ただ簡易型ですので、正確な精度の高い放射線量をはかることはできません。今回2台購入する放射線測定器については非常に精度の高いものですので、放射線というのは通常自然界にもあるものでありますが、そういった放射線量をはかれる精度のものを今回2台購入するということです。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） たずさえの森のこれは資料が提出してあるようでございます。こういう形で岐阜市との提携というか、進められておるということでわかりますし、今年度の委託料が148万5,000円ということもわかりましたけども、それ以前毎年どのぐらい来とるかということ、後で結構ですのでちょっと教えていただきたいと思います。

それから、造林推進事業が県のほうの減額見込みによるということなんですけれども、その分を市のほうで全部持つんだというような説明でしたが、ちょっと僕らわかりにくいものですから、県や国の補助があって、それに市の持ち出しもあるのかどうか。7,000万円ちゅうとかなり差がありますので、その辺の説明をお願いします。

それから、その次の郡上市産材利用促進事業、先ほどの説明によりますと、この200万円は講演会・シンポジウムというような説明やったと思うんですが、恐らくこれ助成がありますので、そちらへも使われるということで、ちょっと内訳、どういう内容になつとるんか、あるいは講演会とシンポジウムだけで200万円なのかということをお聞きします。

それからもう一つ、災害対策事業費で備蓄用の非常食とかその他を緊急に送られて、そこをまた補充をしていくということのようです。そういうことにも活用するということは非常に大事なことです。実際今回、郡上にあるものをすべてそういう格好で出されたのか、どの程度かということと、それぞれの額ですね、これ実際668万円ほどですが、どの程度かかるんかなということを知らしていただけるとありがたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） たずさえの森の関係でございますが、年度による事業費ということでございます。まず、表にございますように、16年においては37万3,000円と、17年はございません。18年においては68万9,000円、また19年においては174万3,000円、20年においては121万8,000円、21年においては81万2,000円、22年におきましては198万4,000円というような形で岐阜市から委託を受けておるという形で、毎年、最近においては平均すると百五、六十万という形で行われておるといことです。

また、今回備蓄品の関係でございますが、これにおいては、今回出ささせていただいたのは今の主食・副食と、また今回の震災において非常に郡上にないもの紙おむつとか、そういう消耗品の関係、これは郡上に備蓄していなかったということで、今回まずないものについて対応していこうということで、緊急に補正を出ささせていただいたという形でございます。

それで、今金額的にということでございますが、まず主食においては141万円ほどの金額を見てございます。また副食においては96万円ほどの金額を見てございます。また飲料水においては115万円という形でございます。あとはトイレトペーパー、粉ミルクとか哺乳瓶、また女性の生理用

品とか紙おむつ（大人・子ども用）とか、マスクでトータル656万円という形で補正をしてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） ただいまお尋ねの造林推進事業の関係でございますが、造林推進事業につきましては、国の補助、県の補助合わせまして大体68%ぐらいが来ておると。間伐につきますと、それにプラスして70から90%分ぐらいが国県補助でついてくるというものでございます。

それに市が上乘せをしまして、95%以内で助成をしていくということでございまして、この造林推進事業に出ております事業費につきましては、市の上乗せ分ということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。この1,300万円の減額分についてはそういうものでございます。

それから、そのかわりに今度新しく減額することによって間伐ができない分につきまして、間伐というのは本当に重要な事業でございまして、山づくり構想にも間伐は毎年やっていかないと山が荒れてしまうということで、重要な位置づけをしておりますが、これにつきまして国県の補助金が減りまして、減った分につきましては面積相当分につきまして、市の単独事業で同じ事業の割合で補助していこうというものでございますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

それからもう1点、講演会とシンポジウムの関係でございますけども、200万円のことでございますが、これにつきましては自治総合センターというところから200万円の財源をいただきまして、それをもとにしまして10分の10の補助金で講演会をやっていこうというものでございます。これにつきましては、今のところ予定しておりますのが、9月の19日の敬老の日に環境フェアと一緒にになりまして、「日本の森林と環境問題」という演目で、東京大学名誉教授の養老孟司先生に来ていただいて講演会をしていこうと予定をしております。

こういったものでございますが、講師謝金といたしましては講師の分とコーディネーター分を含めまして報償費のほうで70万円ということで予算を組んでおりまして、その他チラシであったり、それから会場の使用する調整に伴う委託料であったりといったことで200万円ということで予定をさせていただいております。これは全部10分の10の補助事業ということでやらしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（「はい」と4番議員の声あり）

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいまの質疑がありましたが、特に災害関連に関しましては御指摘がございましたように、郡上市も災害に対します職員派遣と先ほどお話ございましたが、素早く対応さ

れたのが消防の関係者の派遣ということで、本当に派遣されました消防署員の皆さんは大変な御苦労があったというふうに思います。

これも派遣につきましては、単独に勝手に行ったということではなくって、当然指示・指導に基づきながら派遣されたというふうに私は理解しておりますが、第7次までですかね、相当連続的に派遣されたと、四十数名参加されておるといような、そういう状況は6月の広報にも記載されておりましたので、新地町のほうですよ、派遣されたのは、相馬市に近いところですよ。

したがって、放射線の非常に高いというおそれのある地域で、大変今そういう意味では御苦労したんですが、ただ、今実情をお聞きしますと、相当住環境と申しますか、非常にハンディを持った対応であったとお聞きをしておりますが、例えばそういう事情だとか、あるいは派遣に当たって統一的な恐らく各自治体が派遣するわけですから、マニュアルといいますか、基本的な装備、あるいは基本的な対応策、こういうものは事前の指示なり、いわゆる対応策に基づいて派遣されたというふうに思っておりますが、それはそれぞれが能力に応じて出てこいということのように実際はお聞きするんですが、実際そうであったのかということが一つと、やはり派遣された職員さんというのは短期間でお願いしたいわけですよ。そうすれば、そういう事情というものはそれなりに、将来の防災対策に生かすためには有効な御指摘をいただいて、検討課題って先ほどおっしゃいました防災の見直しというお話、大変な大きな仕事なんですが、そういうものを一つずつ蓄積をしながら、行き当たりばったりでやっては何の意味もございません。いわば先発隊として行っておるとい人たちのそういう実情の意見把握というものは、行政としてされておることかと、よそから聞いてああそうかというように聞こえたんですが、そういう事情なのかどうか、何か特段の御意見なり事情があれば署長、お見えになっておりますので、御見解なり状況についてお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（池田喜八郎君） 川島消防長。

○消防長（川島和美君） 最初に、緊急消防援助隊の組織についてですが、これは国が阪神・淡路大震災のときに、今の全国にあります消防本部なんですが、そういった消防本部の救助隊なり消火隊、または救急隊等といった応援の必要性が非常にわかりまして、阪神大震災の教訓を受けて、緊急消防援助隊という、これは全国的な組織であります。

出動については、消防庁長官の指示で出動することになっております。今の組織なんですが、全国の各消防本部に、例えば郡上であれば消火隊5人と救助隊5人、この2隊は出れるよというように報告がしてありまして、必要により2隊出るなり1隊出るなりという形になります。こういったあらかじめ指定された隊が全国の消防本部にあるわけです。消火・救助・救急隊だけでなく、今現在は後方支援隊とか、指揮支援隊というような隊も、うちは小さい消防本部ですので組織していませんけど、大きな岐阜市消防本部とか、名古屋市消防局とか、そういったところはそういった

隊も組織をしております。

さっき言いましたように、出動については消防庁長官の指示に基づいて出るわけですが、これは各都道府県にそれぞれ命令が行きまして、それで岐阜県の取りまとめ役は岐阜市消防本部になるわけですが、この岐阜市消防本部から今度は岐阜県内の各ブロック長、五つのブロックに分かれていますので、岐阜県は、各ブロック長に指示が行きまして、中濃ブロックは郡上と可茂と中濃消防本部なんですけど、ここの中濃ブロック長が可茂消防本部になりますので、可茂消防本部から郡上に出てくださいという指示が来るわけです。それと、組織というか指示体制もしっかりできておりまして、それに基づいて出動をするということです。

あと、今回消防本部としましても、救援隊として現場のほうに出ていきました。それで出ていろいろなことがわかって、教訓として、隊員として行った者が、実際にテレビの映像で見るとよりも実際の現場を見るというのは非常にいろんなことで、いい意味で今後の消防活動に生かしていける経験ができたと思っております。

それで、今回の反省事項等につきましても、すべてうちのほうで今回の郡上消防が派遣した隊、7次隊までですけど、すべて結果報告をまとめまして、副市長、市長のほうには報告をしてあります。

それから、今回の東北の震災については、非常にもう想像を絶する大規模なものでありますので、国のほうにおいても、現在の緊急消防援助隊の組織なり行動について、いろいろ検証をされまして、今後また必要なところは訂正をされていく予定です。

それから、県におきましても、震災検証委員会というのが設けられております。県のほうにおいても、県の防災計画とあと、特に災害医療等についても検証をされまして、委員会をつくって検証されている状況です。そういったことを踏まえまして、必要なものは郡上市においても見直していくということになるかと思えます。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 御苦労の上に御苦労重ねておるわけで、要望にとどめておきますが、ただいまの田代議員さんの御指摘ですよね。例えば時期的には3月10日ですから暖かい日じゃございません。非常に厳しい中でやられるわけですから、当然そういう時期に派遣する場合には、隊員の安全確保といいますか、健康維持というためには環境的にそういう宿泊施設、そんなホテルに泊まるとかそういうことじゃなくて、そういう状況のもとで派遣する場合の装備の中に、防寒とか、いろいろな意味のものが含まれて派遣をされているというように私どもは思っておったんですよ。集団で動くということが前提だろうと思いましたので、ところが、郡上市だけ言ってみれば万全でな

いテントの中で寒さに震えながらちゅうことになるかもしれませんが、やられたちゅうことに対しては大変申しわけないちゅう気もありますし、そういう点では反省材料としてあるんじゃないかというようなことを一応感じましたので、今後、これはこれからどういうものがあるかわかりませんが、そういう点も万全を期して準備整いましたと、派遣オーケーというような形で派遣されるような形を模索していただくように、これは要望しておきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 関連的なことにもなるかと思いますが、質問をしたいと思いますが、まず、間伐推進特別対策事業につきましては、国県の減額が見込まれるということで、取り組んでいただいて予定の面積400ヘクタールを何とか処理、やっていこうというその姿勢につきましては、非常にありがたいなというふうに思っております。

それで、できればこれ毎年度間伐をやってきておると、いただいておりますが、各旧町村別に計画量と、それから既に22年度までに実施した量、それから今後残された量というようなものが旧町村別に、森林の造林面積も違いますので、一概には言えませんが、データとして資料が今でなくてもよろしいんですけども、後からいただければありがたいと思いますので、一応よろしく願いしたいと思います。

それから、これに関連しまして1,300万円が減額見込みということですが、この減額の理由です。要するに国県の財政が厳しいから当初見込んでいたものが減額になったということと、さらには今の東日本の大震災による関係での財源確保ということの国の政策の方向によって、こういう減額が来たのか、当然震災は全国民挙げてやらなきゃいかんことではありますが、今後こういうのはまだまだ出てくると僕は思いますので、その辺がしっかり歳入面で抑えていく必要があると。そうすると、市はこれから、今回は財調がありますので対応していただけたと思いますけども、ある程度地方自治体がこの大震災を復興していくために、特別債でやっていただくということであればいいんですけども、こうした形で、もしそれがそうだとすると、今後もまだ可能性があるというふうにちょっと心配を歳入面でするものですから、その辺につきましての情報がありましたらお知らせをいただきたいと思います。

それから、もう1点目は、これも災害対策、先ほどから備蓄の関係で当然必要やと思いますし、市も整備をしていきたいんですが、自分もちょっと古い人間になりましたんで古い話をして申しわけないんですが、今回、会津のほうへ2,400キログラムのお米、40俵ほどになりますか、物資の支援があったということですが、多分これは水田を持っておる周辺の旧町村から多くが来てるんじゃないかなあとと思いますが、昔は大体1年分ぐらいは保有しておって、古米を食って新米は食わなんだ時代が、ちょうど僕らの子ども時代には大体どのうちも半年か1年分は備蓄をしとって、もみで

取っていたと。そして必要になったら精米したっていうようなことがずっとあったんで、今は大分それが新米を食わないかと、せっかくつくるんやっていうことで、なくなりましたが、やはりちょっと前いろんなことの今切りかえのときに来ておって、自衛もしなきゃいかんと。

ほんで、この主食・副食141万円で何千食で何日分の保有があるのかということのを計算されて出されているのか、あるいは周辺町村でもし何かあったときに、郡上市民のことについては各周辺町村の農家がある程度備蓄米を持つとると、そういうことも行政主導として、すっからかんに売ってまって、何もないでは全くこれはせっかくこれだけの水田も持つておって、畑作も持つておってということのを思ったときに、一番保存できるのは米だと思うんですけども、その米の備蓄、実際現在のどのくらい各家庭に毎年備蓄されている部分はあるのか、全くないのか。このことによって、この備蓄の補充というものは大きく影響してくるというふうに思います。

ほんで、ちなみに自分も今まではずっと供出をしておりましたけども、ことしからちょっと備蓄をするようにして、東北の震災なんかにもちっとはお助けできるような、そういうこともやっぱり政策として市民の協力をさせていただく一つではないかなあというようなことも思いながら、こういった意味で農家に対するそういう啓蒙といいますか、あるいは協力の訴えといいますか、おれはかなわんで古米なんぞ食わんど、新米しかって方もあろうかと思えますけども、やっぱり助け合っていくという意味では、そういったことも今後必要になってくるんじゃないかなあなんてことを思いますので、もしそういうことを調査されたことがあれば、1年間にどのくらい郡上では備蓄というものがあるのかとか、そんなこともちょっとお聞きをしたいなど。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田喜八郎君） 野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） ただいまお尋ねの件でございますが、まず震災の影響があるかどうかということでございますけども、直接はその影響ではないというふうに聞いております。

実は、4月の終わりごろに農林事務所経由でこの事業費が減るよということがわかってまいりまして、急遽農林事務所等も通じまして、県へもお願ひしまして何とかこれではかなわんで、もうちょっと事業をつけてほしいということをお願いをした結果、率的には今のところ前年対比で83%ぐらいは来るだろうと。逆に言いますと17%ぐらいは来んよということでありまして、その分について今回減額をさせていただいたということでございます。

それで、先ほど申し上げられました旧町村あたりの面積については今ちょっと把握しておりませんので、また後ほど資料を出させていただきたいと思ひますが、間伐面積として実際にやっていかなければいけない面積につきましては、おおむね間伐を7年もしくは8年サイクルで回してこようと思ひますと、郡上市の中では1年間に3,200ヘクタールぐらいはやっていかないとそれが回っていかんということでございます。

ただ、今その予算を組んでおりますのは、2,300ヘクタール分を当初予算で組んでおると。その差についてはこの補助金を使わないで、例えば森林総合研究所がやったり、公社がやったりといったものも含めて3,200ヘクタールということでございますので、全部3,200ヘクタールをこの補助金でやるということではございませんけども、とにかく山としては3,200ヘクタール分は必要だと。そのうち今の補助金で当初予算として2,300ヘクタールについては、この補助金を使ってやっていきたいなと思っておりましたが、減額されたということでございますので、また旧町村の資料につきましては後ほど取りまとめてお渡しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） まず、備蓄品の数量の関係でございますが、これはやはり今大規模震災の関係で、やはり郡上に一番関係ある地震というのは、阿寺断層の関係の避難者を想定してございます。

そこで、やはり約1万人ほどの避難者が出るという中で、そこを検討してございます。また、その中で実質避難でそういう備蓄品を提供していかんなんというのは、想定の中で2分の1という形で5,000人、まず即応してございます。そこで、5,000人という中で、1日はどうしても備蓄品を提供できるような形ということで、全部で1万5,000食というような形で、今のところは計算してございます。

また、今後この件についても、いろいろ断層がございまして、これは今マニュアルとかいろいろなことで見直しをかける予定をしておりますので、またこれについては県の防災計画等々ともあわせながら、再度検討はしていきたいなというように考えてございます。

また、今の備蓄品の各家庭でのということの調査というのは、正確な調査はしてございません。ただ、災害物資の備蓄の計画の中で、住民の方々においても、3日間程度の最低の備蓄をしていただきたいなということではございます。そこで今、いろんな今やっておる研修会とか、そういうような場で今年度は特にこの辺のことも踏まえてPR等していきたいなということで、今現在はその数量等の把握はしてございませんが、ここをもう少し行政側の備蓄だけでなく、やはり住民の方の備蓄もしていただけるような形をとっていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。

やっぱりちょっと今お聞きしまして、3日間という備蓄というのは、現実にはもっと郡上市の場合は、各市民の方の協力を得られれば、そのときに、緊急時でも2,400キログラム集まるわけです。

から、多分そういうことであればもっと態勢としてはあると僕は思うんです。その辺もやっぱり3日ではどうなんかなあという議論も僕は出てくると思うものですから、これは大自然の中に恵まれた郡上市が、3カ月ならまだわかるけど、3日の備蓄でつきるといようなことでは城を守れんと、郡上城はというようなことを思うものですから、やっぱり抜本的なその辺のところも含めて、それから各市民の方に協力をさせていただく部分もこれは要請をさせていただくような中で、何でもかんでも市が面倒見てもらえるんやという時代ではないということが市の考え方でもあると思いますので、ぜひその辺のところも御吟味をいただけるとありがたいということで、これは要望としておきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) 1点だけお聞きします。

たずさえの森整備事業ですけれども、いただいた資料によりますと、分収割合が岐阜市と高鷲財産区、岐阜市と明宝、岐阜市と和良財産区となっておるんですけども、この分収割合がこういった割合になつとるのに、ここに一般会計にこの整備事業が出てくるといことの意味をひとつ教えていただきたいのと、例えば補正でこういった間伐とかいろんな事業をやられるのは、どこがことしこれをやるよって決められるのか、たずさえの森のあり方というのをもう少し御説明いただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) 服部総務部長。

○総務部長(服部正光君) 今のたずさえの森の関係、まずこの事業を決めるにはどこかということでございますが、これは岐阜市のほうが主導的に、これはこういう費用面においては岐阜市のほうから委託を受けるという形で、岐阜市のほうで決められておるとい状況でございます。

また、今回財産区とか、いろいろこれは土地の所有という形でございます。その中で市有林と民、個人の方も民間の方もございますので、やはり岐阜市と郡上市、今でいうと郡上市なんですけど、そこが提携して水源とかそういうような形で行うということでございます。

それで、分収割合5.5という形でございますが、これにおいては全部一律の5.5ということで行っておるといことでございます。それで、今言われておる件については、前の町村ですね、今で言う郡上市と岐阜市が行われておる事業ということ、今回受託という形で行っております。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) 分収割合が例えば岐阜市と高鷲財産区が5対5ということは、郡上市でなしに高鷲にお金が入るわけですか。例えば事業は岐阜市がやるけれども、土地は高鷲が提供して、

山を切ったら100万円入ったのでこっちが50万円、こっちが50万円ということでしょう。だから、郡上市は何もここに一般会計を通すということの意味は僕はわからんのですけども、郡上市何もなわけですから、だからその辺をなぜこれが一般会計で、昔からこうなっているからこうなるよって言われればそうなんですけれども、一般会計にこれを上げる必要はないんじゃないかなという、高鷲財産区と岐阜市が5対5の分収割合やってみえるんならそれでここを通す必要はないんじゃないかなって気がしたもんですから、その辺の御説明をいただきたいと思っておるわけです。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 旧町村からの引き継ぎという状況下の中でございまして、この契約が、いわゆる分収契約を結ぶのが岐阜市は自治体と契約を結んだ上で、その場所提供者を決定してくるといって形をとっております。ですから、もちろん当時村有林になるところは村有林提供したところもあるでしょうし、個人の山を分収林の契約の中に入れたところもあると。ただ、あくまで向こうが予算を年度当初に組みまして、その計画を練った上で予算を、今は市ですけども、市と3者契約のような形でやっていきますので、予算のほうとしてはこちらは上げて受託をするという形になって、事業発注はこちらがやっていくということで、収入はないのに世話をやいていくんかということですけども、実質的には郡上市がその間に入って世話をやくという形になっています。

○議長（池田喜八郎君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 2番 森喜人君。

○2番（森 喜人君） 先ほどの話で申しわけないんですが、放射線量測定器のことなんですけれども、きょうもテレビでやってたんですが、例えば地表の10センチメートルのところではかるのと、50センチメートルのところではかるのと、1メートルのところではかるのと全く違うらしいんですね。この機器を使うんですけども、これは国の規定がまだ決まってないということなんですよ。その中で機器を買われて、それではかれるんですが、何か拙速のような気もしないでもないんですけども、そこら辺の活用の仕方です。要するに国の基準が決まっていないという中で、こういうのを買われて、どこをはかるのかということですね、そういったことのちょっと使い道というか、今後の、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、今の問題は主として定点観測をしているところに大きな問題があるというふうに私は承知しております。従来から定点で、要するに備えつけの観測機でもって24時間365日モニタリングしてるというものについて、従来は例えば大変高い建物の屋上に設置をされていたりいたしましたもの、あるいはもっと低い地上に近いところとかとい

う形でございますので、この議論は確かに全国で放射線量をはかって発表されたときに、非常に地上に近いものは高く出がちであり、例えば空高いものは比較的安く出がちであるとかというようなことで、一体放射線量というのはどういう目的で、どういうふうなところではかるということで、例えば全国比較をしたらいいかどうかという問題は、もちろん御指摘のようにしっかりすべきではないかというふうに思っております。

したがって、そういうことであります。今回とりもなおさず郡上市として放射線機器を整備しようというのは、先ほどから説明しておりますが、ふだん置いておくのは本署と北署ということですけれども、基本的、本質的には携帯型、持ち運び型の機器でございますので、これをまずは発注をしてもなかなか待たせたらんらんという状態もございまして、とにかく予算化をお認めいただいて、早くからそういう手を打つと必要があるということで、整備をさせていただきたいというものであります。

御指摘のように、いろんな目的あるいは何が汚染され、土壌であるとか、あるいはもちろん農作物であるとか、いろんなこともございまして、どこでどういうふうにはかたらんらんということについては、そうした国のほうの、あるいは専門機関による統一的な考え方というものを参考にすべきだというふうに思っています。それは今回求めるものについては、いずれにしる携帯型であり、それはどのような高さでもはかれるというもの、どのようなといてもそんなに高くはあれですけれども、少なくとも一定の高さはそれぞれ調節しながらはかれるものでありますので、まずは求めさせていただきたいと、こういうものでございます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第77号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開の予定は11時20分を予定をいたします。

（午前11時08分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◎議案第78号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程8、議案第78号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第78号を説明させていただきます。

議案第78号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,269万4,000円とするものでございます。

以下は省略をさせていただきます。

おめくりいただきまして、最後の4ページを見ていただきたいというふうに思います。歳入でございますが、受託事業収入ということで、へき地医療研修費受託事業費ということで補正額が90万円でございます。市のほうは県のほうから受託するというところでございます。

それから、歳出でございますが、一般管理費で補正額90万円でございます。このことにつきましては、県の「ふるさとぎふ再生基金」を活用しまして、県のほうが「へき地医療マインド養成事業」という事業がございまして、その事業を郡上市の地域医療センターを中心に研修事業として委託をしたいということで、市が受託をするというものでございます。

昨年度も補正を上げさせていただきました。今年度は2回目でございますけれども、8月の12日と13日の1泊2日ということで、県内の高校生の方でありますとか、例えば岐阜大学のこれからお医者さんになろうというようなことを志してみえる方々、定員30名というようなことで募集をさせていただきまして、この郡上の地で僻地医療の研修ということで、いろんなことを学んでいただきたいというものでございます。

地域医療センターの医師が中心になりながら、この事業の中では、和良地域の例えば自治会の方でありますとか、シニアの方でありますとか、そういう方々との交流も含めて地域医療をともに考えていただくというようなことで、お医者さんがこういう地域へ来るということはなかなか少ないわけでありまして、こういう県の事業を受けながらさせていただくものでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

昨年度も市長と後藤センター長が郡上高校等にも訪問をしていただきまして、なるべく郡上高校の生徒か北高の生徒か地元の高校生も来ていただきたいということでお話をさせていただいておりますけれども、昨年度の実績では自治医大の学生が9名、岐阜大学の学生が3名、地元では郡上高校の生徒が1名、郡上高校卒業した生徒が1名ということで、あと県内の高校生というようなことでの参加がございました。

すぐにこの研修を受けてということではなく、まだ先の長い話でありますけれども、地域医療を理解していただく中で、特に郡上市の地域医療ということで、この事業を受託いたしまして実施をしたいということがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第78号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第79号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程9、議案第79号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） それでは、議案第79号について御説明を申し上げます。

議案第79号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ1,515万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,445万6,000円とする。

2項は、事項別明細で説明をさせていただきます。

債務負担行為の補正でございます。第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。

まず、第2表の債務負担行為の補正の関係でございます。変更をお願いするものでございまして、特環下水道建設事業、大和中央処理区の土木・建築工事につきまして、今年度事業着手いたしまして、2カ年の事業で実施をお願いしておるものでございますが、今回この特環の下水道建設事業につきまして、国庫補助の内示がございまして、あわせて昨年から継続で実施をいたしております美並の中央処理区処理場の増設の土木・建築工事、それから機械・電気の工事は23、24でお願いいたしておりますが、この関係の事業でございますが、補助金の内示で3,400万円、事業費ベースで3,400万円の要望に対しまして、減額がございました関係で大和の土木・建築工事を、この減額分を翌年度に事業をずらして施工をさせていただきたいというようなことで、総事業費は変わりませんが、この3,400万円分を翌年度に実施をするという国庫補助内示の関係で事業費調整を行ったということでございまして、補正前の限度額5,400万円を24年度の限度額8,800万円とするものでございます。

続きまして、第3表、地方債の補正でございます。下水道事業債で補正前限度額5億8,910万円を補正後5億8,890万円に、内訳といたしまして特定環境保全公共下水道事業債で9,000万円を8,070万円に、農業集落排水事業債で4,930万円を5,840万円に、合計といたしまして6億520万円を6億500万円に、20万円の減額をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。まず歳入でございます。あわせまして、事業概要説明一覧表の5ページ、6ページをあわせてごらんいただければと思います。

まずは、款1の分担金及び負担金でございます。特定環境保全公共下水道事業受益者分担金で80万円の追加でございます。これは、現年度の受益者分担金でございまして、内容といたしましては、今回歳出のほうで補正をお願いいたします、新規加入に伴いまして、排水管の延長工事を伴う新規加入があったということでのその分の分担金の計上でございます。八幡、それから大和、和良の3件分でございます。

続きまして、款3の国庫支出金でございます。特定環境保全公共下水道の国庫補助金で1,870万円の減額でございます。内容といたしましては、先ほど債務負担行為補正で説明をいたしましたとおりでございますが、大和、美並で実施しております処理場の増設工事に係る国庫補助の減額内示に伴いまして、大和の事業が平成23年度着手であるために、こちらで事業調整を行わせていただくという意味合いでございます。

続きまして、款5の繰入金でございます。一般会計の繰入金で295万円の追加でございます。内

訳といたしまして、特定環境保全公共下水道事業で240万円、農業集落排水事業で55万円でございます。

6ページをお願いいたします。款8の市債でございます。下水道事業債で20万円の減額でございます。内訳といたしまして、特定環境保全公共下水道事業債で930万円の減額、農業集落排水事業債で910万円の追加でございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2の施設管理費でございます。特定環境保全公共下水道施設管理費で400万円の追加でございます。内訳といたしまして、事業費の修繕料で400万円でございますが、これはマンホール点検によりまして、美並の中央処理区の圧送管の開放マンホールにおきまして、非常に腐食の著しいマンホールがございました。道路にございますので、危険であるために早期の修繕を行いたいということで、今回補正の対応をお願いするものでございます。

原因といたしましては、マンホールポンプで圧送いたしまして、どこかで開放するわけでございますが、その開放のマンホールが、下水につきましては非常に硫化水素が発生をいたします。これが原因やろうということで、今回通常、従来コンクリート製のマンホールであったものをレジン製のマンホールに変更をして、対応をさせていただくということでございます。

今のところ他の何か所かまだほかにもございますけども、他のものにつきましてはこうした著しいものはないということでございますので、毎年定期的に、年1回でございますが、確認をしながらこういう対応をさせていただいておるということでございますので、お願いをします。通常の点検でこうした状況が発生すれば、また随時補正等で箇所づけて対応をお願いするものでございますので、お願いをいたします。

続きまして、款3の建設費でございます。まず、特定環境保全公共下水道建設費で2,880万円の減額でございます。内訳といたしまして、委託料で3,400万円の減額、工事請負費で520万円の追加でございます。

まず、先ほど来、債務負担行為で御説明いたしました国庫補助内示額の減に伴い、大和处理場の増築事業で事業費調整を行うということで、3,400万円の減額でございますし、520万円につきましては、新規加入申し込みによりまして排水管の延長工事を行うものでございまして、八幡の川佐、それから大和の中央処理区内、また和良の中央処理区内の分でございます。

続きまして、農業集落排水建設費で965万円の追加でございます。内訳といたしまして、工事請負費で965万円でございますが、特環同様新規加入申し込みに伴いまして、排水管の延長工事を行うものでございますが、白鳥の向小駄良地内でございます。ここにつきましては、箇所図をお配りいたしておりますけども、一部マンホールポンプが延長管路に必要ということで、少し事業費が高くなっているというような状況でございますので、お願いいたします。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第79号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第80号について（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） 日程10、議案第80号 財産の無償譲渡について（郡上市八幡林業センター）を議題といたします。

説明を求めます。

野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議案第80号につきまして御説明をさせていただきます。

財産の無償譲渡について（郡上市八幡林業センター）でございます。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明でございます。

譲渡する財産でございますが、建物は、所在が郡上市八幡町稲成525番地7、構造が鉄筋コンクリート造の2階建てで、床面積が614.11平方メートルでございます。

譲渡の相手方、郡上市八幡町稲成525番地7、郡上森林組合代表理事組合長可児隆一でございます。

譲渡の理由につきましては、施設の効率活用及び地域経済の活性化を図るためということでございます。

次のページ以降には財産台帳の写し等をつけておりますので、御参考にしていただきたいと思います。但し、本件につきましては、議案第73号によりまして設置管理条例を廃止することに伴いまして、森林組合のほうに無償譲渡をしていくということでございますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第80号については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第80号については、会議規則第46条第1項の規定により、6月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号については、6月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第81号(提案説明・委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) 日程11、議案第81号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務部長。

○総務部長(服部正光君) 議案第81号 財産の無償貸付けについて。

次のとおり財産を無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、無償貸付けする財産、土地、所在、郡上市八幡町柳町字一の平469番地1の一部、511番地2、485番地9の一部、485番地10の一部、地目、山林及び宅地、面積6,360.2平方メートルでございます。

2、貸し付けの相手方、郡上市八幡町柳町一の平511番地2、奥濃飛白山観光株式会社取締役社長前田守廣。

3、無償貸付けの理由でございます。郡上八幡ホテル積翠園は、筆頭株主である大手資本が3月末をもって経営から撤退し、市内の産業界で構成する地域活性化協議会が事業を引き受けることとなった。

同施設は、八幡町の中心市街地におけるシンボリックな施設であり、相応規模のコンベンションホールを備えていることから、その存続が望まれていた。

今般、地元産業界の尽力により経営の存続は図られたものの、引き続き厳しい経営状況が予測されることから、株主である市としても、これまで有償としていた土地の無償貸し付けを行い経営の支援をします。

裏面でございます。無償貸付けの条件、無償で貸し付ける土地は、郡上八幡ホテル積翠園の経営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

無償貸付けの期間、当面、平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、経営状況により期間を短縮することがある。

この裏面には位置図等がございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第81号については、議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号については、議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいま総務常任委員会に付託いたしました議案第81号については、会議規則第46条第1項の規定により、6月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号については、6月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第82号（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程12、議案第82号 工事請負変更契約の締結について（音声告知端末更新事業）を議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第82号 工事請負変更契約の締結について（音声告知端末更新事業）。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

契約金額でございますが、変更前の契約、これは昨年のちょうど6月議会において議決いただいたものでございますが、変更前3億4,722万5,550円でございます。これを6,768万9,300円減額をいたしまして、変更後の契約金額が2億7,953万6,250円、こういうことでございます。

このほかにつきましては、同じでございます。契約の相手方は、郡上市白鳥町白鳥968番地21、郡上ネットワークサービス株式会社、代表取締役は稲葉秀章さんでございます。

工事の場所は郡上市内。変更の理由でございますが、端末数及び交換件数の減によるということで、1枚資料を添付させていただいております。1枚目の表紙でございますが、この中の下にあり

ます事業内容といたしましては、音声告知端末の交換のいわゆる点数でございますけれども、変更前が9,300台で昨年の6月議会では御議決いただいておりますが、1,869台減らすということで、変更後の台数が7,431台ということになります。それから、音声告知端末の管理・保管一式、あるいは取り付け等の業務がございますが、こういうもので契約金額の減額となったものでございます。

おめくりいただきまして、裏側の図表のほうでちょっと御説明をさせていただきますが、きょうお手元に正誤表というのを、議案第82号 工事請負変更契約の締結について（音声告知端末更新事業）正誤表というのをA4の横長のものを1枚お配りをしてしておりますが、これは後ほど御説明をいたします。一部訂正があります。おわびをさせていただいて訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そこで、金額の減額となった主な内容でございますが、この表の左にあります四角に囲んでありますように、一つ目は音声告知端末、この機械の交換業務でございます。これが9,300台が7,066台に減ったということでもあります。

それから二つ目が、②音声告知端末管理保管業務ということで、当初は1,440人日に、これは人工ですが、変更後につきましては1,324人日ということで116人日を減ずることができたということでございます。

それから、③の下のところにあります音声告知端末の調達当初9,300台が変更後7,431台、1,869台数を減らすことができたということでございます。

そこで、この右側の表の①、②、③と、これは対応しておるわけですが、最初に③のなぜどのように台数が減ったかということから御説明を申し上げたいと思っております。当初の設計、昨年の4月1日現在の仕様書におきましては、全端末の台数は1万1,200台、これに対しまして昨年の4月1日以前に新しい端末に切りかえておったものが1,900台ございました。これは内訳としましては、雷の保険で632台、それからFNETSという製造元の無償交換、これが1,268台で合計1,900台でございます。したがって、契約台数は予備機を含めて9,300台ということで設計をしておったわけでありまして、

その後、6月末に本契約を結ぶわけですが、この間に詳細の現場におきます点検をさせていただいたわけですが、そういう中で上の表と下の表の間にありますように、さらに雷保険で169台が対応していただけるものがあったということと、FNETS製造メーカー元が無償提供すべき機器が1,700台あったということでございます。これは内訳としましては、大きなことは当初からこの筐体といいますか、箱が、コンデンサー部分が非常に熱を持つ形となっておりまして、劣化が進むというふうな放熱のふぐあいもございました。こういうことのもので、一番最初にありました端末を動作させるためのソフトウェアの一番最初のふぐあいも含めて、これらにつきまして

は製造元が対応するというふうなことでなっておったわけでございまして、この部分を昨年の仕様書の段階から実際の本契約に至るまでの現場の検査の中で基準値を満たさないものとして1,700台、これは交渉の結果、相手方に認めていただくと、こういうことになってきておるものでございます。

したがって、当初の9,300台から、1,700台と169台を足した1,869台、これを減ずるということで、下の表の左にあります変更後の契約台数が7,431台と、こういうふうになったところでございます。したがって、この左の図の一番下の音告の端末の機器の調達につきましては、7,431台で1,869台を減らすと、こういうことになったわけでございます。

この機器のメーカー保証の中で、したがって、いわゆるシステム入力作業あるいは機器の調達したものを管理し、それを設定していくというお仕事が②でございまして、これも116人工は減ずることができたということでございまして、実際に①の交換業務につきましても、1,700台は先ほどのメーカー保証の対応によりまして、その経費を減ずることができたということでございます。

そこで、先ほどおわびを申し上げましたように、正誤表を見ていただきたいと思いますが、こちらの表では、1,700台とほかは空き家、あるいは施設入所等で不用あるいは連絡ができない状況で61件、さらに3番目に、予備を見込んでおり取り付け不要であったということで426件と上げておりますが、この426件が実は計算間違いがございまして、そこを確認したところ、左の正というところの下から2段目にありますように、一番下は先ほどの雷対応分の169台、これは下のほうにも書いてあるところですけど、それ以外で304台が現在の取り付け不要となっておる台数ということでありまして、合計の台数は同じ2,234台でございまして。

以上のような交渉また現場の状況をもちまして、6,768万9,300円の減額ということでの変更契約でございまして。事業の達成につきましては、当初の予定どおり7月末を目指して現在取り組んでおるところでございまして、契約の変更につきまして御承認いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 参考までにお聞きしたいんですが、この116人日の減ということで、この減の部分が幾らということとはわからないのかどうかということと、それから契約台数の全体として交換、それから未調達の部分も変更があったわけですが、それぞれ幾らになるのかということとはわかるんでしょうか、材料費になるんか。

（「2つ目は何ですか、済みません」と呼ぶ者あり）

○4番（野田龍雄君） 2つ目は、未交換業務というやつでは台数が減ったと、1番よね、これは、

それから、3番目の音声告知の端末調達台数の減というやつやな、これは調達というやつで、それぞれ金額がわかるのかどうかをお聞きしております。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） これはすべてそれぞれの業務がさらに明細が分かれます。明細につきましては、この音声告知端末管理保管業務、②のほうですけれども、すべて合計でいきますと、中身は端末のシステムの入力作業というものがございまして、それから、設定をするための平日であるか日曜日であるかということの作業の人の出る出ないということがありますが、設定作業とそのため電話における説明とか対応とかありますが、これが平日用と休日用に分かれます。それから、機器の在庫管理が平日と休日に分かれるということでありまして、事務所経費、資材置き場の経費と、こういうふうな明細がありまして、変更前におきましてはこの人工を合計しますと1,440人日です。これがこの変更を見たために1,324人日ということで、116日の人工を減ずることができるということでございまして、しかしながら、この人工につきましては、明細が減額するものもありますし、多少中身におきましては、増額をすべきものもありますので、合計金額としましてはこの中の合計額が変更前は1,772万6,000円が1,711万2,000円でございます、合計額としましては61万4,000円の②の項目におきましては減でございます。

それから、1番の端末機器本体につきましては、3万円の設定をしております、これで掛けまして今の1,869台を減らしますので、これが一番大きな金額でございます。5,607万円の減額となります。

また、交換業務につきましては、これも平日と休日と単価が違うわけでありましてけれども、この合計額が1,523万7,600円、こういうふうな詳細の明細を全部積算をしまして、ここの金額を求めておるところでございます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第82号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。昼食のため休憩をいたしますので、再開は午後1時を予定をいたします。

(午前 11時57分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、日置市長におかれましては、長女のお身内の不幸というようなことで、今から兵庫県のほうに向かわれるということでごちょっと午後から欠席でございますので、よろしく願いをいたします。

(午後 1時00分)

◎議案第83号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） それでは、日程13、議案第83号 工事請負契約の締結について（ケーブルテレビ情報通信機器更新工事）を議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第83号 工事請負契約の締結について（ケーブルテレビ情報通信機器更新工事）でございます。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的であります、ケーブルテレビ情報通信機器更新工事であります。いわゆるインターネットの通信、これに関する通信機器でございます。

契約の方法は、指名競争入札による。

契約金額につきましては、1億3,114万5,000円でございます。

契約の相手方、岐阜市梅ヶ枝町2の31、西日本電信電話株式会社岐阜支店でございます。

工事の場所は郡上市一円。工事の概要につきましては、情報通信機器の更新一式でございます。

1枚おめくりをいただきますと、資料を添付させていただいております。

もう1枚おめくりをいただきますと、機器更新工事の概要図を添付させていただいております。既に3月議会におきまして、23年度にこの更新事業を行わせていただくということにつきまして、御審議いただいて、御承認いただいておりますが、現在、郡上ケーブルテレビの加入者数は5月1日現在で1万267件でございます。ちょっと資料とは別の御説明になりますので、お耳でよろしくお願ひしたいと思います。

加入者につきましては、音告の端末も設置されまして行政からの日常のお知らせ、あるいは緊急放送等の告知放送を提供させていただいております。この音告の端末に電話を接続されまして、I

P電話サービス、あるいはパソコンを接続していただきまして、インターネットサービスということで、インターネットサービスにつきましては、現在4,612件加入されております。郡上市の情報基盤として郡上ケーブルテレビ、この全体のシステム一式が大きな役割を果たしておるところでございます。

この通信系の機器が15年に整備をされましたが、16年から開始されたものが今般非常に劣化といえますか、あるいは保守契約の切れるタイミングとなってまいりましたので、加えまして、通信機器の日進月歩の状況の中で最新の機器の導入をあわせて図るということ等につきまして、これは先ほど申し上げました3月の議会でお認めをいただいたところでございます。

そこで、この概要図にありますように、システムの一式といたしましては、全体の使用機器としましては17系統くらいに分かれるわけでありまして、この概要図でいきますと、一番大きな機器につきましては、八幡町機器室、大和町機器室、ここにありますそれぞれのサブセンタースイッチ、センターモデムと、こういうものがございまして、これ以外の5つの庁舎につきましても、それぞれのところに全体で10台ケーブルテレビインターネットを行うための主要機器を備えつけております。

これらが最終的には中心のセンタースイッチを経由しまして、ファイアウォールでさまざまな外部からの不正アクセス等のブロック、制御をいたしまして常時インターネットに接続をしておるといって一式のシステムでございます。

これの全体の予算時におきます設計金額につきましては、2億5,622万8,350円と、こういうことで設計をしてございまして、今般につきましては、この入札結果にありますとおりの結果となりまして、NTT西日本、こちらと契約をさせていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 6番 山下明君。

○6番（山下 明君） 今は更新をするという工事の中やけども、最初のとこはこの業者がやられたのかということと、それと指名のところでは3社があるんやけども、これだけの工事をやれる能力のある業者が3社しかないのか、もしたくさんあってここに絞ったんなら絞った経緯を聞きたいということと、もう一つは、落札の今の2億5,000万円から今1億2,400万円ほどになっておるんやけども、53.88%やけども、この100のとこをだれがどのような状況で2億5,000万円をはじき出したか、工事でなしに機器の更新とかそういうことでなぜ半分になるとかってようなことが出てくるのかという、その3点をちょっとお聞きして。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 済みません、ちょっと手元にないものにつきましては、追ってということでもさしていただきまして、まず、最後の御質問のところからでございますけれど、一応この基本システムの全体で機器としましては17系統あるわけですけれども、これだけの系統のシステムというものを構築するにつきましては、これは相当専門的な知識が必要となります。それで、現在情報課長を中心としまして、ある種の提案型あるいは業者からの情報収集、大体そういうふうなものを経まして、かなり詳細の設計をさしていただいたわけでありまして。

17系統といいましても、それがそれぞれの中でさらに詳細の機器に構成されるわけでありましてけれども、それらのいわゆる単価につきましても、定価というものではなくて、それらの一つ一つの機器が現在どの程度まで定価から落とすことが可能であるかというふうな部分も十分調査をしまして、そういう形の中でこれを組ませさせていただいたと、こういうことでございます。

場合によりましては、一般的には定価から5割以上落とした形での設計をしておるものもありますし、そういう中で全体としての2億5,622万8,350円という積算をしてきておるわけでありまして。

それから、2番目の御質問ですけれども、3社の設定につきましては、これは指名委員会の中でこういうふうな判断になるわけですけれども、このシステム、その機器更新につきましてもこの仕事は十分企業として信頼性を持ってやっていけるという、そうした会社の実績、そういうものを見た中で、そして郡上市に対しましてのこれまでの情報通信に関する基盤的な整備につきましても郡上市における実績、そういうものを総合的に判断をして3社とさせていただいたと、こういうことでございます。

済みません、それから、ただいまの2点目の説明で多少の今補足の資料ありますけれども、この3社ともただいま申し上げたとおりですけれども、十分郡上のケーブルテレビネットワークのこの事業にかかわりを既に持たれておられて、場合によりましては保守点検の委託をしておる、あるいは導入時において関与をされておると、こういうふうなことでございます。

そして、この3社目のフジクラと書いてありますが、この会社が実は導入時、平成15年の事業、ケーブルテレビの施設整備の当初の事業を請け負われた会社でございます。

以上です。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 6番 山下明君。

○6番（山下 明君） 今の説明で2億5,000万円を出した根拠として、定価の50%とか6掛けとか5掛けでやった金額が2億5,000万円、そしたら実際に100を出す数字を今でもかなり専門的な分野でわからん状況、だれかどこかに設計を依頼したなり、系統の部分でも専門家の中でこの部分、この部分って積算して、2億5,000万円が出て、それだけのシビアに定価も見て、なぜこの違いが1億3,000万円も現実としては差額、少ないということやね、これの。

ということは、ただ単に1億2,000万円かかるものが、半分でできたよとの感覚でとらえられて、1億2,000万円でも安いよというイメージが植えつけるだけのことであって、何でこんなことが起きるのかということと、それから、指名の段階で郡上市にもともとのかかわりのあった業者が3社だけということだけど、何のかかわりのある必要、もとの話でフジクラがやっていたいろんなことを過去の説明聞くと、もともとここが富士通とかそういうところがやっていたことがわかってるからこのことに随意をやられることというならわかるけども、たまたまこの中でフジクラがやった仕事をフジクラが辞退して、やっとなことの不自然さがある、どういう意味なのか、片や前やっとなからよくわかっとなで、その人のほうがずっと安くできるちゅう説明も聞いた覚えがあるんやけども、そういった点がどうもやる段階で差額が1億何千万円というような差額をどういう経緯でやっとなこの50%の定価の割でやっとないうけども、どこが正式に見積もったかちゅうことをちょっと。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） まず1点目の指名委員会において3社というの、今ほどお話が出ておりましたように、一たんある程度のシステムができ上がりますと、どうしても機器等々が固まってくるといったことがどうしても取扱業者という形になってきます。そのためにまず、実績のあるところということが1点と、フジクラにつきましては、その後の保守管理契約も含めて職員を配置して協力体制の中でやってきてもらっておるといふことがあるわけですが、そういった実績等々も踏まえた上で、我々としては3社以上ということで3社を選んだと。ほんで、全くシステムさえ考えずにやれば、ほかの業者もあり得るでしょうけども、どうしてもこの形であれば、この3社が最もベターであるといったことから選びました。

それから、この53.何%の落札率って、これ非常に理由のあるところでございまして、我々としてはまさにどちらもとる気満々で、もちろんこれは入札でありますから、そういうことを期待するわけですが、この設計段階においては、これまでの情報課が得てまいりました情報のもとに設計、いわゆる前の同じ、今度は更新ですから、本来ですと5年が更新時期なんですけども、それを何やかんやと粘りながら、できるだけ延ばそうということで、7年たってもうこれ以上延ばすと部品等々も保守管理等々もできなくなると、これまでの器具が保証できなくなるという話が出てまいりました。我々としては業者というのは常に、そういうのは常にできませんから、新しく新しくという話が来ますので、かなりシビアに議論しながら進めてきた段階において、設計を、機器及びシステム設計になりますので、人件費部分もかなりあるわけです。これ人件費部分がどういう格好で見られるかということがありますので、それらを通常の単価的なものから割り出しまして計算をし、予算としてはこの形をとります。その後、技術的に今室長が言いましたように、単価設定をする場合にそれが7割なのか、あるいは65なのかといったことで設定をするわけですが、はっきり言いまして設計においては適正にある程度やってきたものだと、これは物価

版とかいろんなもの、よそのところの等々のものを見ながらやっておるわけですがけれども、この53%というのは非常に我々としても、非常に驚きの中の落札率であったというのが実態でございまして、何でこんだけ差が出たんやって言われましても、本当に業者さん頑張ってくれてありがたかったですという答えしかできないのが実態でございしますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 山下明君。

○6番（山下 明君） 今真剣に競争してやったという話を素直にとれないところがちょっとあれなんやけども、ほんならこのもともと人件費のともいろいろ話があって、人件費のことでいうとフジクラが今でも契約して人も出入りをしとると、どうしてここが、ちょっとほかのことでも現におる人がおるとのことなら、もとのこともわかってみえると、系統的なことも、当初のことやで、その人が辞退って、それは会社の都合で辞退したって、それも何でやって聞いたところで、今やりたくなかったちゅう話かもわからんけども、本来はここのとこでフジクラがどうのこうのって流れの中でいくと、これがまたこの次の更新のときにまたフジクラが出てくる可能性は普通ならなってもええ感じやけども、そういうことが平気でサイクルでやられとるもんで、これを談合と言わずに何を談合かちゅうことやもんね、ことは。それは断定はできんけども、今の場合には。けども、そういうことがおかしいんでないかちゅうことで、どんだけでもこんなんでも多く切るところで1億何千万円ちゅうような、わからんような契約内容のところは、本当にもうちょっとほかのこのもともと関係があるとか、関係がないとかでなしに、全然関係ない外部というか、今までに携わっとらん業者も指名して、ほんでやるべきではないかということで、一番関係した人が辞退しとるわけやもんね、フジクラが。

ということは、よその業者も入れて本当に自然な競争原理が働く中でやるようにしとくと、ほかのことで例えば1,000万円、2,000万円の予算のところでどうしようよと言われたときに、予算がないとかどうのこうのって話になるので、こういう本当に大きい部分で独占的にやられとるとこはちょっと今後検討をしてやるべきということを指摘さしてもらって、あと聞いてもわかりませんので。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 要はどこまで機器が値段によって導入できるかと、その準備はできるかという形の問題があるかと思えます。ですから、今回私は、いわゆる西日本電信、この会社が取ろうと、郡上市に食い込もうという発想のもとで入ってきたものだと思っています。ですから、当然値段単価でフジクラさんは辞退された理由はわかりませんが、戦っていけないと、自分とこの導入から機器等々を考えた場合に、その部分があって辞退されたんじゃないかという想定だけでございしますので、職員がおらなんだなんていうことは大きな会社でございしますのでないと思えますけども、あくまでその辺でできないということで辞退されたという判断。

○議長（池田喜八郎君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） いろいろ御説明いただきまして、このケーブルテレビの更新というのはよくわかりましたし、今現在の技術でいくとこれぐらいの落札率が出るのもまあまあかなという気がしておりますが、ただ、心配するのは先ほど言われたように、今まで入れて保守点検がまだあったわけですね。またこれ入れるとまた保守点検をここへお願いせなならんということもついてくるのかということもお聞きしとかんと、逆に言うとそこまでセットで入札されたのかなっていう気もせんでもないもんですから、その辺の今後の動き方、来年から動き出してから、その辺のともちよっとお聞きだけしておきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 通信系の保守点検につきましては、NTT西日本がとられております。ですから、それともう一つは、当初設計と大きく変えたところは、やっぱりこれで6年、7年やってみて、これだけの容量の要らない機器が相当あったわけです。ですから、そのこのところの取りかえということを担当しましたので、それだけで単純に見積もって保守点検料が1年に1,000万円は上がると、こういう見積もりをしておりますけれども、そういう組みかえをやったということも事実でありますし、総合的にどうしてもそれは取り組もうというふうな一つの我々も驚きましたけど、そういう熱意といいますか、それがあらわれるんではないかというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） これ5年で更新というのを7年粘って更新したということなんですが、この更新は今度入れた場合には、先どういう見通しなのかということが一つね。

それから、数字がどうなるんかちょっと僕もはっきりわからんですけど、さっきの2億5,622万9,000円というのは、設計の価格に対して入札が1億2,490万円ですか、これ落札率は何か計算の仕方があるのか、このままで見ると50%切つとるようやもんで、ちょっとそれを教えてほしいということと、こういう業者が非常に安く自分が参入するためにやっぱりいろんなことありますけれども、そういう場合に品質保証とか、そういうものは当然なされなきゃならんというように思うんですが、その点での保証、前にあれはクリーンセンターでしたか、半分以下の、ところが後でちょっと漏れ聞くと随分いろいろ故障もあるのかなんとか聞いてるもんで、やっぱり安うやるといかなんちゅう話があったんですけど、そういうことがあってはいかんもんですから、この点についてもどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 今回の機器更新につきましては、3月の予算時に御説明をさせていただいたことの中にもありましたけれども、平成22年度中に白鳥の中で重要な部分の故障等が発生したこともあったということもあります。そういう場合には、予備機の持つておる部品を融通させていくというような事態があるわけですが、それも今後はもうとても無理であろうということに変えてきたという経緯がありますから、我々としては精いっぱい5年を7年、7年を8年と、こういうふうにしていくことはもちろんですが、日進月歩の中でいいますと、今般でいうと、一つはインターネットの容量の問題もありました。

ですから、そういう問題も今回ですと、いわゆる取り込みにおいては6倍、こちらから発信するものにおいては3倍の容量を持つてくるということにしておりますから、そういうことも日進月歩の状況の中で総合的に判断していかないかんだらうと思っておりますが、少なくとも全体としましては、保守点検契約が続くということの一つのタイムリミットと連動する判断にはしていかなきゃいかんやろうと、今後とも、そんなふうなことは思っております。

それから、保証につきましては、これは当然のことですけれども、このことができるということについてのそういうふうな場面につきましては、されておるということでございます。

金額につきましては、税抜きの金額の積算が2億4,400万円ですから、税抜きと税込みということの差額があったのではないかというふうにして思っておりますけれど、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第83号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第7号について（採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程14、議発第7号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、申し出がありました。

お諮りをいたします。申し出のとおり、議員派遣をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員派遣をすることに決定をいたしました。

◎報告第6号から報告第11号までについて（報告）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程15、報告第6号 平成22年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程20、報告第11号 平成22年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの6件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、報告第6号から報告第11号までの6件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。報告につきましては、できるだけ簡略に要旨について報告をお願いいたします。

それでは、報告第6号の報告を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 報告第6号 平成22年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度郡上市一般会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきます。

まず、書いてございます款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とございます。まず、この金額のところでございますが、金額のところは繰り越しということで、議会でお認めいただいた金額でございます。またこれは限度額という形でございます。また、翌年度繰越額においては出来高等によって実質繰り越す分の繰越額でございます。

左については、その繰り越しに対しての財源内訳でございます。それでは、事業名と翌年度繰越額のところを説明させていただきます。

まず、総務管理事務経費におきましては、72万4,000円でございます。公用車等購入事業、これは556万2,650円、庁舎等耐震診断事業でございますが、113万4,000円でございます。市有林整備事業で346万3,950円、公共交通車両等購入事業におきましては240万円。

介護サービス事業特別会計繰出金におきましては、786万2,500円。

上水道事業会計繰出金につきましては1,050万円でございます。簡易水道事業特別会計繰出金600万円、ごみ収集車整備事業で700万円。

森林病虫害防除事業384万2,000円、公共林道整備事業4,392万2,500円、林道整備事業1,905万3,500円、林道整備事業155万5,050円、過疎対策林道整備事業4,396万8,000円、道整備交付金事業2,073万円。

総合観光パンフレット作成事業141万8,000円、市名表示看板設置事業613万4,000円、温泉施設改修事業868万8,200円。

下水道特別会計繰出金（特環）でございます2,200万円、沿道修景整備事業437万1,650円、合併特例道路整備事業9,384万4,968円、市道整備事業2,255万円、市道整備事業560万円、辺地対策道路整備事業9,886万9,250円、地域活力基盤創造交付金事業1億9,906万5,000円、道整備交付金事業580万6,050円、河川自然災害防止事業1,380万円、まちづくり交付金事業2億3,943万5,276円、都市計画施設修繕事業138万6,000円、住宅リフォーム促進事業885万円。

消防施設整備事業350万円。

公共図書館整備充実事業1,149万2,250円、文化センター施設修繕事業260万9,250円。

現年補助災害復旧事業（林業用施設）1,559万9,500円。合計でございますが、9億4,273万7,544円、そのうちの既収入特定財源が2,101万円、また未収入特定財源におきましては、3億2,998万円、地方債5億290万円、その他255万2,020円、一般財源におきましては、8,629万5,524円でございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、報告7号、8号の報告を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） それでは、最初に報告第7号を御説明いたします。

報告第7号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、繰越計算書でございます。資本的支出の建設改良費でございますが、相生簡水生活基盤近代化事業で1,374万5,000円の繰越額でございます。これは農集の関連事業で相生地内で実施をいたしております老朽管の布設替事業でございますが、下水工事等の施工調整により繰り越しとなったものでございます。寺本地内でございます。工期につきましては8月31日を予定いたしております。

続きまして、畑佐簡水浄水場改良事業でございます。2,460万円の繰越額でございます。これは明宝和良トンネルの工事に伴います県の補償事業でございます。奥住の奈良井川に取水を求めるといことで、その取水の増補工事がございましたが、河川協議におきまして不測の日数を要したために繰り越しとなったものでございまして、工期につきましては6月30日を予定いたしております。

ます。

続きまして、石徹白簡水の配水管布設替事業でございます。650万円でございます。これは、きめ細かな交付金事業で実施をする老朽管の布設替事業でございます。翌債申請を受けて実施をするというものでございます。

続きまして、報告第8号でございます。平成22年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度郡上市下水道事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、繰越計算書でございますが、建設費でございますが、まず一つ目といたしましては、特環の白鳥処理区建設事業でございますが、2,200万円の繰越額でございます。これは、きめ細かな交付金事業で実施をいたします勝光島の工業団地の下水対応を行う事業でございます。工期につきましては8月31日を予定いたしております。

続きまして、特環美並中央処理区の建設事業で1,500万円でございますが、これは美並中央処理区の処理場の増設事業の土木・建築工事の分でございますが、掘削土置き場等の確保の関係で施工調整がありまして、工期が延びたというようなものでございまして、工期につきましては7月29日を予定いたしております。

続きまして、相生地区の農業集落排水建設事業でございますが、1億4,350万円でございます。これは、昨年の12月補正で国庫補助の追加内示を受けて実施をする相生の農集の処理場の新築にかかります建築、それから電気・機械工事でございますが、翌債事業で実施をしておるというものでございまして、工期につきましては12月の末を予定いたしておるというものでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、報告第9号の報告を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 報告第9号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきたいと思っております。繰り越しの計算書でございますが、事業名につきましては、郡上偕楽園特別養護施設管理経費、金額1,330万円のうち翌年度繰越額786万2,500円でございます。財源内訳につきましては、一般会計から受け入れるということでその他ということで同額でございます。

中身につきましては、12月議会に補正をさせていただきましたが、偕楽園の施設内の防火シャッ

ターと防火扉が、併設するものが3カ所と防火扉1カ所、それから非常口の誘導灯の2カ所という
ことでございます。工期につきましては、変更は5月31日ということで、5月30日に既に完成はさ
せていただいておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、報告10号の報告を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 報告第10号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計繰越明許費繰越計算
書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度郡上市大和財産区特別会計の繰越を
行ったので、次のとおり報告します。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、まず総務管理費、造林事業でございますが、金額400万9,000円
でございます。翌年度へ繰越額が400万9,000円でございます。これは大和財産区の森林総合研究所の
関係で棚元でございます。16.68ヘクタールの間伐事業の繰り越しでございます。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、報告第11号の報告を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） それでは、報告第11号につきまして御説明を申し上げます。

報告第11号 平成22年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成22年度郡上市水道事業会計予算の繰越計算書に
ついて報告があったので、次のとおり報告します。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第1項の規定によ
る建設改良費の繰越額でございます。

建設改良費でございますが、まず、新設拡張費といたしまして繰越額2,253万9,000円ございま
す。内訳といたしましては、市民病院のアクセス道路配水管布設事業で396万1,000円、田尻の配水
管布設事業で1,100万円、白鳥の泉町線・為真二日町線道路改良配水管の布設事業でございますが、
757万8,000円という内容でございます。

ここの説明欄に書いてございますような理由で繰り越しをいたすものでございまして、市民病院
のアクセス道路につきましては4月22日、田尻の配水管布設がえにつきましては7月29日、泉町
線・為真二日町線につきましては7月29日の工期を予定いたしております。

なお、財源内訳のうち出資金でございますが、田尻の配水管につきましては、きめ細かな事業で
実施をしているということでございまして、この出資金の1,050万円が未収金でございます。

続きまして、配水設備の改良費でございますが、1,507万円の繰越額でございます。内訳といた
しまして、市民病院アクセス道路配水管布設事業、八幡上水分でございます。白鳥上水の曾部地川
2号橋配水管橋梁添架事業、それから曾部地川6号橋配水管橋梁添架事業でございまして、済みま

せん、金額でございますが、市民病院アクセス道路につきましては254万5,000円、曾部地川2号橋につきましては777万円、曾部地川6号橋につきましては475万5,000円でございます。

それぞれ繰り越しの理由につきましては、説明欄に記載のとおりでございますが、予定工期につきましては、アクセス道路が4月22日、曾部地川2号橋が5月の末日、6号橋も同日でございます。それから、市民病院アクセス道路の事業が新設拡張と配水改良にのってございますが、新設拡張は配水管を新設するもの、それから配水設備改良につきましては、支障移転等に伴います布設がえということで御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、6件の一括の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑につきましては報告何号についての質問というふうに質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号から第11号までの報告を終了いたします。

◎報告第12号について（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程21、報告第12号 平成22年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 報告第12号 平成22年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成22年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について報告があったので、次のとおり報告します。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いします。平成22年度郡上市土地開発公社収入支出決算書でございます。

1、収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、事業収益としまして決算額4,567万1,717円、内訳としまして、公有地取得事業収益4,565万3,028円、附帯等事業収益1万8,689円、事業外収益、受取利息で1万2,706円で、合計で4,568万4,423円でございます。

支出ですが、事業原価、公有地取得事業原価、決算額4,565万3,028円、合計としまして4,565万3,028円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、収入、資本的収入については決算額はございません。

支出につきましては、資本的支出、決算額4,565万3,028円、内訳としまして公有地取得事業費としまして17万9,405円、借入金償還金4,547万3,623円で、合計4,565万3,028円でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額4,565万3,028円は、本年度公有地取得事業収益金で補てんをいたしました。

3ページをお願いします。損益計算書でございますけれども、事業収益としまして、公有地取得事業収益4,565万3,028円、附帯等事業収益1万8,689円で、4,567万1,717円でございます。事業原価としましては、公有地取得事業原価4,565万3,028円で、事業総利益としまして1万8,689円でございます。事業外収益の受取利息につきましては1万2,706円、経常利益としまして3万1,395円でございます。当期純利益につきましても3万1,395円、当期利益も同額の3万1,395円でございます。

続きまして、4ページの貸借対照表でございますけれども、資産の部としまして、流動資産、現金及び預金ということで78万888円で、流動資産合計としまして78万888円、固定資産でございますけれども、長期定期預金500万円、固定資産合計としまして500万円、資産合計としまして578万888円でございます。

負債の部につきましては、負債合計はございません。

資本の部につきましては、基本金500万円、基本金合計としまして500万円でございます。準備金につきましては、前期繰越準備金が74万9,493円、当期利益は3万1,395円、準備金合計が78万888円で、資本合計が578万888円、負債資本合計も同額の578万888円でございます。

7ページをお願いします。

概況は省かしていただきまして、土地の処分状況でございますけれども、本年度は一般国道156号先行取得用地6件のうち6件を処分し、一般国道156号用地先行取得事業は完了いたしました。

今回の土地処分で、保有している土地はゼロ件となりました。

議決事項につきましては、3件の議決事項をいただいております。

8ページの土地の処分状況ですけれども、6筆の1,629.5平方メートルは中津屋地内の土地6筆でございますが、処分をいたしました。

次に、会計ですけれども、本年度償還分といたしまして、4,547万3,623円で、現在高はゼロでございます。

一番最終ページの財産目録ですけれども、資産合計としましては、578万888円、負債合計はございませんので、正味財産としまして578万888円でございます。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、以上で報告第12号の報告を終了いたします。

◎報告第13号について（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程22、報告第13号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 報告第13号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成23年6月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成23年5月18日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。平成23年4月8日午後4時30分ごろ、郡上市八幡五町19番地先、市道五町区内1号線において、走行中の相手方車両が破損していた市道側溝ぶたを踏み、タイヤが破損した。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方は記載したとおりでございます。

損害賠償の額、6,300円でございます。

○議長（池田喜八郎君） 報告について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、それでは以上で報告第13号を終わります。

◎議報告第3号について

○議長（池田喜八郎君） 日程23、議報告第3号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき報告にかえます。

6月1日までに受理しました請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会をいたします。

（午後 1時53分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江

議 案 付 託 表

平成23年第4回郡上市議会定例会（6月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総 務 常 任 委 員 会	第 73号	郡上市八幡林業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
	第 74号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 75号	郡上市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について
	第 76号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	第 80号	財産の無償譲渡について（郡上市八幡林業センター）
	第 81号	財産の無償貸付について
産 業 建 設 常 任 委 員 会	第 73号	郡上市八幡林業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
	第 74号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 75号	郡上市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について
	第 80号	財産の無償譲渡について（郡上市八幡林業センター）
文 教 民 生 常 任 委 員 会	第 76号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

請願 文書表

平成23年第4回郡上市議会定例会（6月定例）

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
請願 2	平成23年 3月17日	<p>件名：消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願</p> <p>要旨：別紙写しのとおり</p>	<p>岐阜県羽島市正木大浦1461 消費税をなくす岐阜県の会 事務局長 林進</p>	野田 龍雄	総 務 常任委員会